

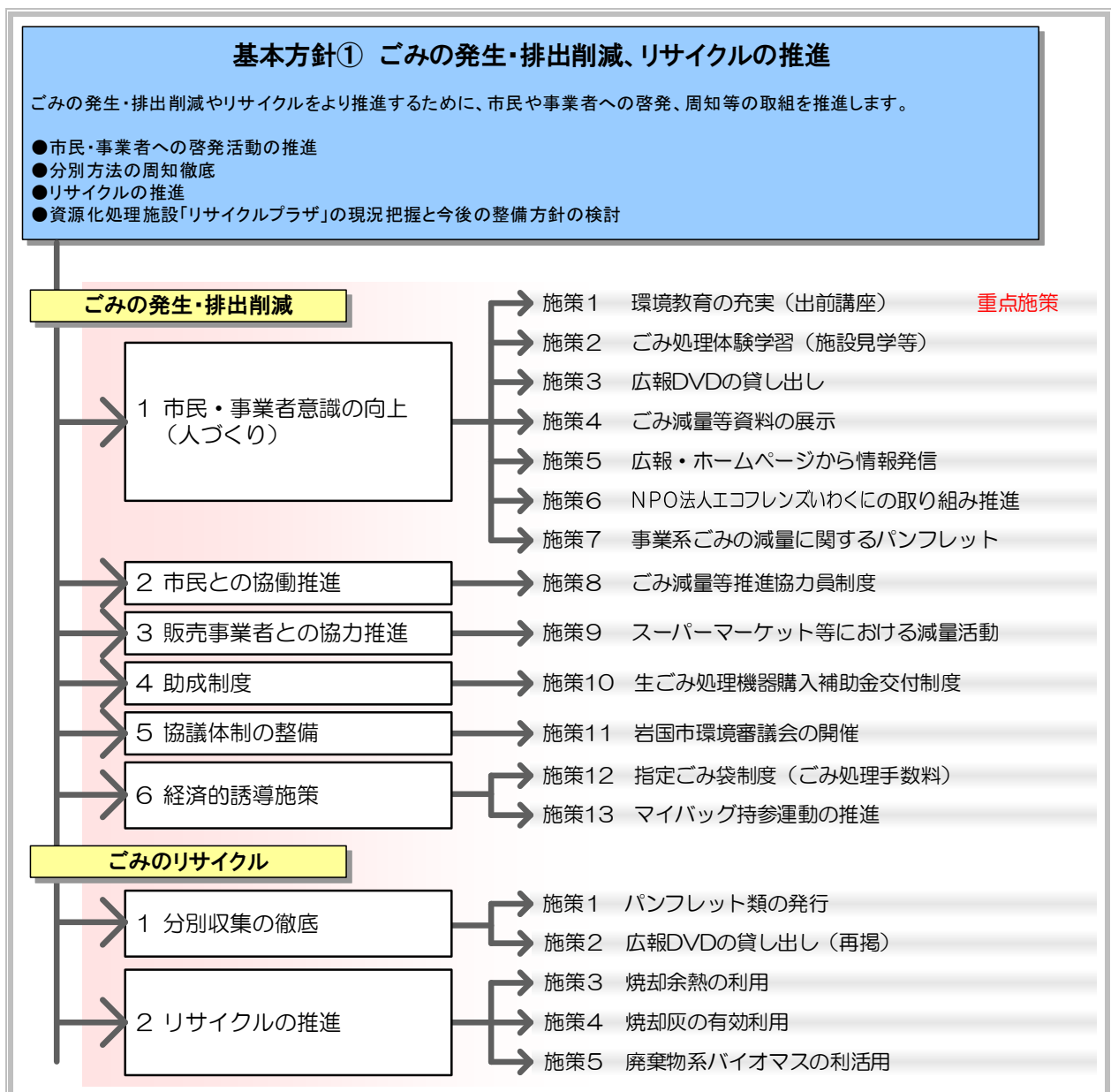
第6節 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

〔基本方針①〕

ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の方針と施策体系

● 施策の方針

- ごみの発生・排出削減、リサイクルを進めるためには、意識啓発を行い、実際にごみ減量やリサイクル等へ取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。
- ごみの発生・排出削減の推進に関する施策は、市民自らが取り組みを行うよう意識の向上を図る「人づくり」や、取り組みを実践しやすい環境を整える「仕組みづくり」を基本に展開していきます。
- リサイクルの推進に関する施策は、分別収集の徹底及び本市の施設におけるリサイクルの推進を基本に展開していきます。



■ 図 3-27 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の体系

1. 市民・事業者意識の向上（人づくり）

施策 1

環境教育の充実（出前講座）

重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境意識の向上のためには、幅広い年齢層を対象とした環境教育を行い、しっかりと環境意識を根付かせることが必要です。そのため、広報いわくになどで積極的にPRをすることで出前講座や生涯学習市民講座イカルス、岩国市環境貢献活動実施事業所マップ活用講座への申込数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図っています。

平成30年度から令和4年度までの5年間の参加人数は、前の5年間より増加していますが、より多くの市民に関心を持っていただくための工夫が必要です。

●これまでの取り組み実績など

【出前環境講座】

- ・平成30年度 : 16人
- ・令和元年度 : 280人
- ・令和2年度 : 527人
- ・令和3年度 : 619人
- ・令和4年度 : 567人

【生涯学習市民講座 イカルス】

- ・平成30年度 : 18人
- ・令和元年度 : 66人
- ・令和2年度 : 40人
- ・令和3年度 : 0人
- ・令和4年度 : 13人

【岩国市環境貢献活動実施事業所マップ活用講座】

- ・令和3年度 : 209人
- ・令和4年度 : 63人

イカルスとは？

イカルスとは、「岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference Utility Services）」の略で、市民が疑問に思うこと・学んでみたいことについて、学習の場を提供する講座です。

対象は、原則として岩国市内に居住、勤務または在学する5人以上のグループで、希望者が講座メニューの中から好みの講座を選び、申し込むことができます。

岩国市環境貢献活動実施事業所マップとは？

クールチョイス（省エネに繋がる製品・行動・サービスを賢く選ぶという国民運動）の啓発事業の一環として、岩国市地球温暖化対策地域協議会及び地域で環境貢献に取り組む事業所（市民団体・企業・行政）と協力して作成したものです。

令和3年度より、このマップを活用した講座を開催しています。

【施策の方向】

今後も継続して広報いわくに、本市ホームページなどで積極的にPRします。学校や自治会などに案内し、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。

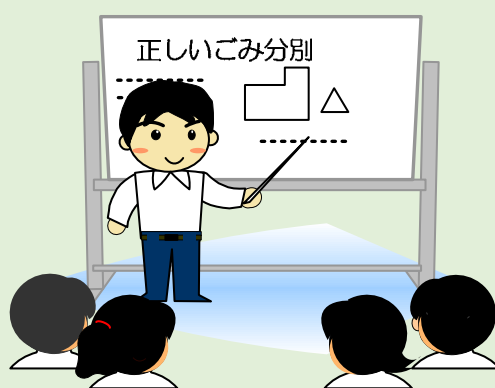
今後具体的に行う施策

- ・ 積極的に出前講座を実施している「地球温暖化防止を考える会」との連携
- ・ 学校や自治会へ出前講座の案内を実施
- ・ 人が集まる環境フェスタやエコフレンズで開催されるイベントで案内文を配布

◆出前講座のイメージ

市民全般に環境意識を根付かせることが必要です。
そのため、職員が学校や地域に出向き、教材等を用いてごみ減量等の取り組み方法等について分かりやすく説明します。

地球温暖化防止を考える会などの他団体と連携し、幅広いメニューの出前講座を行います。



【市民・事業者の役割】

- 環境教育資料や出前講座を積極的に活用し、取り組みについて学び、実践しましょう。
- 事業者は社内研修等で講座を利用しましょう。

【行政の役割】

- 出前講座の活用について学校や自治会へ積極的にアプローチします。
- 他団体との連携により、講座メニューの充実、講師の育成を図るとともに、分かりやすく魅力的な教材や資料を作成します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
重点	案内の実施	実施				
重点	出前講座の開催	継続				
重点	他団体との連携	継続				

施策2

ごみ処理体験学習（施設見学等）

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理施設への施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、施設見学では映像と職員による説明、設備見学（園児にはスライドショーによる紙芝居上映など）等を実施しています。また、施設見学者へアンケート調査を実施しており、8割を超える方々から「見学してよかった」、「理解できた」との回答をいただいています。

施設見学や職場体験は、ごみ減量等の取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくための工夫が必要です。

●これまでの取り組み実績など

《施設等の活用》		《アンケート調査》	
【施設見学】	【職場体験】	【見学してよかった】	【説明がよく理解できた】
・平成30年度：1,374人	・平成30年度：2人	・平成30年度：82%	・平成30年度：82%
・令和元年度：2,539人	・令和元年度：2人	・令和元年度：93%	・令和元年度：85%
・令和2年度：961人	・令和2年度：1人	・令和2年度：88%	・令和2年度：83%
・令和3年度：1,179人	・令和3年度：0人	・令和3年度：97%	・令和3年度：80%
・令和4年度：1,373人	・令和4年度：3人	・令和4年度：97%	・令和4年度：85%

※令和2、3年度の施設見学人数の減少は、新型コロナの影響が考えられます

【施策の方向】

施設見学を通じて、ごみの減量・分別排出の意義についての認知度向上を図ります。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を出前講座等の環境学習施策へ反映できるよう検討します。

今後具体的にを行う施策

- ・ 学校や自治会へ施設見学の案内を実施
- ・ 児童・生徒の長期休みの時期に合わせて、施設見学の際にエコフレンズいわくになが実施しているリサイクル講座などを企画
- ・ 見学・職場体験効果の把握のためのアンケート調査
- ・ アンケート調査結果等の今後の環境学習施策への反映

【市民・事業者の役割】

- ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。
- 見学等で学習したことをもとに、ごみの減量や分別排出などに取り組みましょう。

【行政の役割】

- ゲーム要素を盛り込むなど楽しみながら学習ができ、「見て・聞いて・触って」体験できる見学カリキュラムとします。
- 見学者へのアンケート調査を継続し、アンケート調査結果を今後の環境学習施策へ反映します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	施設見学 職場体験	継続				
継続	他団体との 連携	計画・実施				
継続	アンケート 調査	実施・継続				
継続	調査結果の 反映	検討				

施策3 広報DVDの貸し出し

【既定計画期間の取り組みと課題】

市民のごみ処理等に関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴も可能です。

平成30年度以降、広報DVDの貸し出し数は減少傾向にあり、さらなる啓発が必要です。

●これまでの取り組み実績など

【DVD貸出件数】

	件数
平成30年度	52件
令和元年度	9件
令和2年度	31件
令和3年度	9件
令和4年度	10件

DVD教材



【施策の方向】

広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報DVD貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

今後具体的にを行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページでの貸出制度及び視聴のPR
- ・ SNSを活用した情報提供の実施検討

【市民・事業者の役割】

- 地域における環境活動で、広報DVD等を積極的に活用してごみ処理等の知識を高め、具体的に実践してみましよう。

【行政の役割】

- 広報DVDの貸し出しについて、積極的に活用していただけるように広報いわくにや本市ホームページ等で案内します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	広報DVDの貸し出し	継続				
継続	貸出制度 視聴のPR	継続				
継続	SNSを活用した 情報提供	検討・実施				

施策4

ごみ減量等資料の展示

【既定計画期間の取り組みと課題】

毎年6月に行われている「岩国環境フェスタ」において、ごみの減量やリサイクル、生ごみ処理機器購入補助金の紹介や小型家電などの有効利用に関する資料等を展示しています。

市民意識の向上のため、より多くの市民の参加を促すための工夫が必要です。

●これまでの取り組み実績など

平成30年度：来場者 約500人

- ・ 小型家電からオリンピックメダルを
- ・ 施設、車両の火災状況について

令和元年度：来場者 約450人

- ・ 「3キリ運動」で生ごみを減らそう！
- ・ サンライズグリーンセンターについて

令和2年度、令和3年度：来場者 -

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
開催中止

令和4年度：来場者 約300人

- ・ プラスチックモンスターをやっつけよう
- ・ ごみ分別啓発

令和5年度：来場者 約541人

- ・ プラスチックモンスターをやっつけよう
- ・ ごみ分別啓発

岩国環境フェスタ 2023 の様子



【施策の方向】

引き続きイベントでの資料展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。

また、より多くの市民に展示資料を見ていただくため、岩国環境フェスタ以外のイベントでも資料の展示を行います。

今後具体的にを行う施策

- ・ 展示資料の内容の見直し
- ・ 地域のイベントなど資料を展示できるイベントへの出展の検討
- ・ 岩国環境フェスタのチラシの配布先を検討

【市民・事業者の役割】

- 環境関連のイベントに積極的に参加し、様々な情報収集を行いましょう。
- 事業者は出展者としてイベントに参加するなどし、自らのごみの減量・リサイクルについての取り組みを市民にPRしましょう。

【行政の役割】

- 市民に分かりやすい展示資料を作成し、市民のごみについての理解度向上を図ります。また、事業者には自らの取り組みを展示により情報提供するよう協力を依頼します。
- 岩国環境フェスタ以外のイベントへの出展を検討します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	イベントでの資料展示	継続				
継続	展示内容の見直し検討	継続				
継続	展示機会の検討	実施・継続				

施策5 広報・ホームページから情報発信

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境問題やごみ問題への市民の知識向上と取り組みを実践しやすい環境づくりを進めるため、広報いわくにや本市ホームページにごみの分別やリサイクル等に関する記事を掲載し、環境・ごみ問題についての解説と具体的な取り組み事例の紹介を行っています。また、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」などのSNSによる情報発信も行っています。

掲載内容は随時見直しを行い、内容が分かりやすい見出しにするなどアクセスしやすい工夫をすることが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【発信情報】

ごみ収集カレンダー・家庭ごみ分別早見表

- ・ごみ収集カレンダー [ホームページ・スマートフォンアプリ]
- ・外国語版のごみ収集カレンダー（英語版、中国語版）[ホームページ]
- ・家庭ごみ分別早見表（50音順）[ホームページ・スマートフォンアプリ] など

ごみの分別・処理

- ・家庭ごみの自己搬入について [ホームページ]
- ・不用になった家庭用パソコン・小型家電を宅配便で回収しています [ホームページ] など

ごみの減量・リサイクル

- ・「食品ロス」を減らそう [ホームページ]
- ・ごみ・リサイクルに関連するリンク集 [ホームページ] など

ごみ処理計画

- ・ごみ処理計画の公表 [ホームページ] など

お知らせ

- ・連載記事「ごみちょっと気にして、もっと気にして」[広報いわくに・ホームページ]
- ・ペットボトルキャップをワクチンに換える支援事業の報告 [ホームページ] など

【「LINE」の岩国市公式アカウント】



- 「LINE」のQRコードをスキャンするには、LINEアプリのコードリーダーをご利用ください。
- QRコードをスキャンしてLINEの友だちに追加してください。
- ごみ分別がわからない品名を文字入力して、送信ボタンを押すと、分別方法が返信されます

【市民ニュースアプリ】



- 市民ニュースアプリは、岩国市に関するニュース、避難場所マップ付きの防災情報やごみカレンダーなど、生活に役立つ便利な情報配信するスマートフォン用アプリです。
- お住まいの地区の設定により、ごみ収集日を一目で確認できるごみ収集カレンダーが表示されます。さらにごみ分別の検索もできるようになっています。

【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、内容が分かりやすい見出しにするなど、アクセスしやすい構成に見直します。

今後具体的に行う施策

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリへ掲載する情報の見直し、拡充
- 本市ホームページやスマートフォンアプリは、市民が欲しい情報へアクセスしやすい構成に見直し

【市民・事業者の役割】

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリからの情報を活用して、具体的な取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

- 発信する情報は、市民に興味を持っていただけるように工夫します。本市ホームページやスマートフォンアプリでは、困ったときにすぐ役立つ情報や、本市にお問い合わせの多い内容について情報提供します。

スマートフォンアプリのイメージ



【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	掲載内容・構成の見直し	実施				

施策6 NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進

【既定計画期間の取り組みと課題】

岩国市リサイクルプラザは、リサイクル体験学習のためのコーナーや展示コーナーを設置し、啓発機能をあわせ持った資源化処理施設です。平成30年度から令和4年度における来館者数は横ばい傾向にありますが、リサイクル講座への参加者数は増加傾向にあります。

NPO法人である「エコフレンズいわくに」は、この岩国市リサイクルプラザを拠点としてリサイクルや環境問題に関する取り組みを行っています。

●これまでの取り組み実績など

【リサイクルプラザへの来館者数・講座参加者数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者	25,648人	27,768人	22,331人	25,669人	25,515人
参加者	1,259人	1,321人	1,125人	1,312人	1,501人

1. リサイクル講座の運営

廃食用油からの石けん作りや洋服のリサイクルなど、工夫をこらして不要品を再生利用する様々な講座を行っています。

講座を受けた市民が家庭に帰ってリサイクルを実践することにより、ごみの排出削減につながります。

布から作った草履



不要布から作った日傘



2. 広報・調査研究

緑のカーテンを作ったりダンボールコンポストを活用したり、様々な調査を行っています。

また、不法投棄ごみ回収作業などイベント開催時には、スタッフが取材を行っています。

これらの調査結果などは、毎月発行している広報紙「エコフレンズいわくに」やホームページで報告しています。



視察研修
【山口いきいきエコフェア】

広報紙
【エコフレンズいわくに】



3. 遊休品販売・エコらっく

衣類や雑貨などの寄付品をリサイクルプラザで展示・販売しています。また、本市内に居住されている方が、家庭に眠っている遊休品を再利用するために展示、販売されています。

不要なものもまだどこかで活かすことが、市民の意識向上につながります。



遊休品の展示販売



4. 環境イベント開催

令和3年度より「こども市」として子育て世代をピンポイントにリユースのおもちゃ、衣類や雑貨を提供、令和4年度より「ワークショップフェスタ」として様々なリメイク講座を体験していただくイベントをそれぞれ開催しており、今後も続けていく方針です。

ワークショップフェスタ開催の様子



エコフレンズでは「不要品の寄付」を受け付けています。是非ご利用ください。

5. おもちゃの病院

子どもの目の前でおもちゃを分解し、中の仕組みや動きと一緒に観察しながら修理します。

子どもの「科学する心」や「物を大切に作る心」を育て、ごみ減量やリサイクルにつなげます。



利用者	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	38人	31人	21人	17人	36人

※写真の出典：エコフレンズいわくにホームページ (http://www.geocities.jp/eko_friends_iwakuni/)
 【エコフレンズいわくにに営業時間】午前8時30分～午後4時45分 ※日曜日休館

【施策の方向】

引き続きエコフレンズいわくにへの支援を行い、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進します。

今後具体的に行う施策

- ・ 参加者にイベント内容等に関するアンケート調査を実施

【市民の役割】

- リサイクルプラザで実施しているリサイクル講座やイベントに積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

- エコフレンズいわくにの活動を支援するとともに、岩国市リサイクルプラザの運営を通じて体験型学習を行います。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	エコフレンズ いわくにの 取り組み推進	継続				

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者自らの責任と負担によって適正処理することが原則となっている事業系ごみについて、発生・排出削減やリサイクルを進めることを目的に、事業者向けパンフレットを市のホームページに掲載しています。

また、一定規模以上の小売店等の事業所には「減量・再資源化の啓発パンフレット」を配布しています。「廃棄物管理責任者の選任」「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付けており、新規店舗には本市職員が直接出向いて届出・提出の方法についての説明を行っています。

パンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【本市の取り組み】

- ・ 事業者向けパンフレットの本市ホームページ掲載
- ・ 一定規模以上の小売店等の事業所に「減量・再資源化の啓発パンフレット」を配布した。
- ・ 大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」は、4月に新規事業所を訪問して周知した。

【施策の方向】

事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。

また、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には本市職員が直接訪問して、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

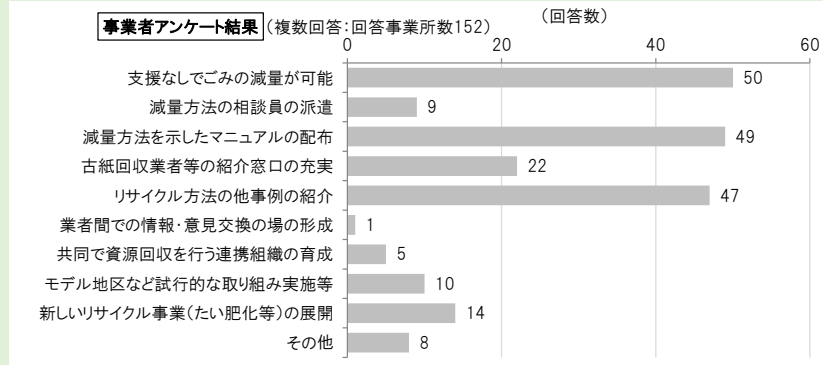
今後具体的に行う施策

- ・ 事業者への事業系ごみ減量の協力依頼
- ・ 事業者向けパンフレットの見直し
- ・ 事業者向けパンフレットの配布方法の検討
- ・ 新規店舗への説明を実施
- ・ 大規模事業者への目標設定と達成に向けた取り組み実施の依頼
- ・ 他団体との連携を検討



◆事業者におけるごみ減量等の取り組み推進に必要なこと（令和5年実施の事業者アンケート調査結果より）

- 事業者へのアンケート調査の結果では、ごみ減量やリサイクルの取り組みを進めるためには、減量方法等を示したマニュアルの配布や他の事業所でのリサイクル方法を紹介するなどの支援が求められています。



【事業者の役割】

- 本市が配布するパンフレットなどを活用し、事業者におけるごみの減量・リサイクルを進めましょう。また、目標を設定し、達成に向けて取り組みを実施しましょう。

【行政の役割】

- 具体的な取り組み方法を示したパンフレットを作成・配布するとともに、事業者にごみ減量等への協力を依頼します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	パンフレット内容の充実・見直し	継続				
継続	事業系ごみ減量等への協力依頼	継続				
継続	多量排出事業者への訪問	実施				
新規	他団体との連携	検討				

2. 市民との協働推進

施策8 ごみ減量等推進協力員制度

【既定計画期間の取り組みと課題】

地域におけるごみ排出の適正化を図り、さらにごみ減量等を進めるため「ごみ減量等推進協力員」を登録（令和5年11月1日現在：2,771人）しています。協力員に地域でのごみ分別・減量の指導や環境美化活動を行っていただき、地域が一体となったごみ減量等の取り組みを進めています。また、協力内容についてマニュアルを作成し、協力員に渡しています。

協力員との意見交換により地域における課題を抽出し、施策などへ反映することが必要です。

【施策の方向】

引き続き、協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続します。また、協力員との意見交換や、ごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行います。

今後具体的にを行う施策

- ・ ごみ減量等推進協力員を対象としたごみ処理施設見学会の開催
- ・ ごみ減量等推進協力員との意見交換により地域における課題を抽出
- ・ 協力内容を整理した協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域での指導方針を統一

【市民の役割】

- ごみ減量等推進協力員とともに地域での活動に積極的に参加するなど、ごみ減量等の取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

- 協力員との意見交換によって地域での問題点を洗い出し、施策などに反映します。
- 協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	協力員との意見交換	継続				
継続	施設見学会	企画・実施				
継続	協力員向けマニュアルの見直し	実施				

3. 販売事業者との協力推進

施策9 スーパーマーケット等における減量活動

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市による収集や処理・処分量の削減を目的に、スーパーマーケット等の量販店に対して、容器包装（食品トレーや牛乳パック、ペットボトル）の自主回収等への協力を依頼しています。自主回収量を増やし、容器包装ごみを削減するためには、協力店舗を増やし、それを維持していく必要があります。

●これまでの取り組み実績など

【自主回収等実施店舗数（4月1日現在）】

	平成30年		令和5年
食品トレー	26店舗	→	24店舗
牛乳パック	24店舗		22店舗
ペットボトル	26店舗		24店舗



【施策の方向】

今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進します。
また、協力店舗が増えるよう新たな店舗への協力依頼を行います。

今後具体的に行う施策

- ・ 協力店舗拡充のため、販売店等への協力依頼の実施
- ・ 協力店舗との連携による容器包装ごみの削減推進

【市民・事業者の役割】

- 容器包装の自主回収等の取り組みに協力しましょう。
- 販売店などの事業者は、自主回収や簡易包装に取り組み、ごみ減量に協力しましょう。

【行政の役割】

- 減量活動を広く推進するため、市民に対しては販売店における取り組み情報を提供し、販売事業者に対しては協力依頼を行います。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	販売店への協力依頼	継続				

4. 助成制度

施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度

【既定計画期間の取り組みと課題】

水分が多く焼却効率の悪い生ごみについて、市民自らが生ごみを削減することを目的に、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付する制度を設けています。一般家庭に生ごみ処理機器を普及させるために、交付制度の利用者を増やすことが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【生ごみ処理機器購入補助金交付制度利用状況】

年度	コンポスト	電気式	合計
平成 30 年度	74 基	70 基	144 基
令和元年度	105 基	55 基	160 基
令和 2 年度	125 基	79 基	204 基
令和 3 年度	100 基	72 基	172 基
令和 4 年度	108 基	67 基	175 基

- ・ 制度について広報いわくにや本市ホームページに掲載し普及に努めています。

電気式生ごみ処理機



【施策の方向】

年間補助基数 170 基を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図ります。また、処理機器購入後5年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについてもPRします。

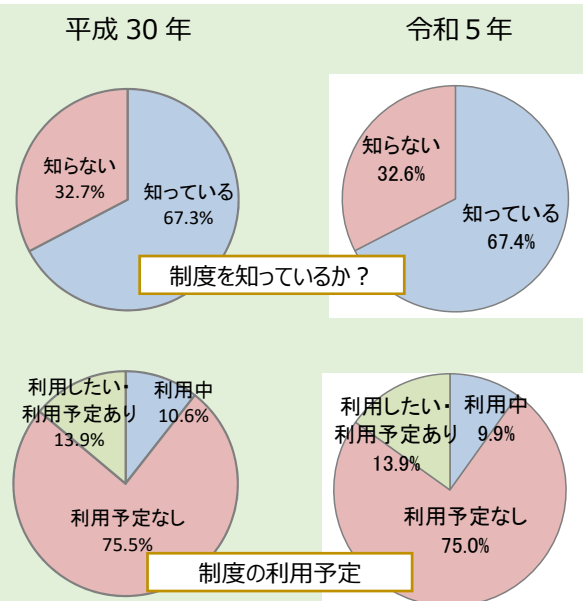
さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介するなど、処理機器やたい肥の利用促進を図ります。

◆生ごみ処理機器の購入補助制度について（平成 30 年・令和 5 年市民アンケート調査より）

市民へのアンケート調査結果では、購入補助制度を「知っている」と回答した市民は5年前と同様の割合であり、依然として30%以上の市民が制度を「知らない」と回答しています。

購入補助制度を「利用する予定がない」と回答した市民は5年前と同様の割合であり、「利用中」と回答した市民の割合が減少しています。

今後も制度の認知度の向上と生ごみ処理機器の普及に向けた施策展開が必要です。



今後具体的に行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページ等による購入補助金交付制度のＰＲ実施
- ・ ５年経過により再購入時も補助対象となる場合があることのＰＲ実施
- ・ 処理機器利用者へのアンケート等による処理機器利用実態調査の実施
- ・ たい肥の有効利用に関する情報収集
- ・ 市民への処理機器やたい肥の有効な使い方の情報提供
- ・ 購入補助金額の増額、申請方法の簡素化

【市民の役割】

- 計画的な買い物と調理で食べ残しや調理くずを少なくし、生ごみを減らしましょう。また、補助制度を活用して生ごみ処理機器を購入し、生ごみはたい肥化して家庭菜園やプランター栽培に利用するなど、生ごみの排出削減を進めましょう。

【行政の役割】

- 補助制度を継続するとともに、制度の積極的なPRを行います。また、生ごみ処理機器の活用方法について広く情報提供を行います。

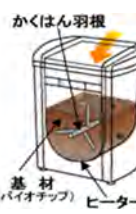
【施策スケジュール】

	施 策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	制度の実施	継続				
継続	制度のP R	継続				
継続	情報収集 情報提供	実施・継続				

★上手に使って生ごみのたい肥化を進めましょう！

生ごみは、生ごみ処理機やコンポストを活用して処理できます。生ごみを効率よく分解する菌（有用菌）を合わせて用い、たい肥化等を行います。

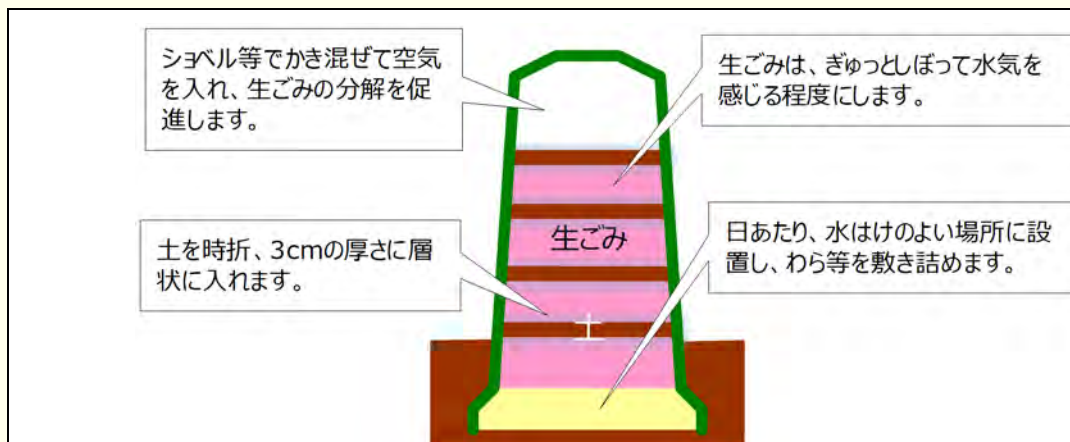
◆生ごみ処理機（日本電機工業会HPより）

乾燥式	バイオ式	ハイブリット式
 ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。	 基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、減量・減容させる。	 送風乾燥して生ごみ表面の水分を除去し、微生物が働きやすい水分を維持し、その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。

【上手な使い方】

- ① 投入できるものとできないものがあります。あらかじめ必ず分別しましょう。
- ② かぼちゃなど硬くて大きいものは小さく、ねぎなどの繊維質の長いものは短くしましょう。かくはん羽根への巻き付き防止になります。
- ③ 生ごみの水分を十分に切ってから入れましょう。乾燥式の場合、処理時間の短縮やにおいが抑えられます。
- ④ 入れすぎないようにしましょう。分解不良を起こし、においの原因になります。
- ⑤ 魚やイカのあら、でんぷん質、かんきつ類、水分の多いものなど、入れすぎるとにおいが強くなるものは投入量を減らしましょう。

◆コンポスト（生ごみたい肥化容器）



【上手な使い方】

- ① 日当たりがよく、水はけのよい場所に置いて、微生物の働きをよくしましょう。
- ② 生ごみは、手でぎゅっとしぼって水気を感じる程度にしましょう。乾いた土や落ち葉などで水分調整することが効果的です。
- ③ 生ごみだけでは、分解する微生物が少ないため、土や市販の発酵促進剤（微生物の粉末等）を合わせて投入しましょう。
- ④ 内部をスコップなどでかき混ぜ、十分な空気を供給して生ごみの分解を促進しましょう。悪臭の発生抑制にもつながります。
- ⑤ ウジ虫等が発生した場合は、乾燥した土を1cm程度の厚さで一面にふりかけたり、消石灰をふりかけましょう。

※ たい肥にする場合は、食べ残しなどの塩分の多いものは入れないようにしましょう。

6. 経済的誘導施策

施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクル推進を主な目的として平成7年に指定ごみ袋制度を導入しています。指定ごみ袋の料金体制や袋の仕様は合併後から現在までの間に統一を完了しています。また、施設に直接ごみを持ち込んだ際のごみ搬入処理手数料についても平成22年7月に統一を行っています。

今後も、ごみ処理手数料等に関する調査などを継続して行っていく必要があります。

●これまでの取り組み実績など

【合併後の指定ごみ袋制度等の経緯】

年月	経緯
平成19年1月	指定ごみ袋の料金体制統一
平成21年1月	袋の仕様を統一
平成22年7月	ごみ搬入処理手数料の統一



【施策の方向】

今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料等に関する調査などを行います。

今後具体的に行う施策

- ・ ごみ処理手数料等に関する調査など

【市民の役割】

- 指定ごみ袋制度は、排出者負担の原則に基づき、ごみ処理費用の一部を負担しているということを理解し、ごみの排出量をできるだけ減らしましょう。

【行政の役割】

- 指定ごみ袋制度の目的について啓発を行います。また、ごみ処理手数料等に関する調査などを継続します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	ごみ処理手数料等に関する調査など	継続				

施策13 マイバッグ持参運動の推進

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境省は、プラスチック資源循環戦略において 2030 年（令和 12 年）までに、使い捨てプラスチックを 25%削減に向けて取り組むことを明らかにしました。続いて、容器包装リサイクル法改正により令和 2 年 7 月より小売店などにレジ袋の有料化を義務付け、併せて環境性能が認められるレジ袋への転換について協力要請しています。

【施策の方向】

「あらゆるレジ袋の過剰な使用を抑制していく」ことが基本であることから、広報いわくにや本市ホームページ等で、引き続きマイバッグ持参について啓発するとともに、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。

また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。

今後具体的にを行う施策

- ・ 買い物時のマイバッグ持参についての広報活動の実施
- ・ 小売店などにおけるマイバッグ持参運動の実施を支援
- ・ 環境イベント等でのマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布

【市民・事業者の役割】

- 買い物に行く際はマイバッグを持って出かけましょう。
- レジ袋有料化対象の小売店などの事業者は法令に基づき対応するとともに、レジ袋素材の転換に協力しましょう。

【行政の役割】

- マイバッグ持参についての広報活動を継続します。
- 本市内の小売店などで展開されているマイバッグ持参運動など、レジ袋削減に向けた取り組みを支援します。

【施策スケジュール】

	施策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続	マイバッグ持参運動の推進	継続				
継続	環境イベント等でのマイバッグ配布	実施				

◆「環境性能が認められるレジ袋への転換」について

以下の 3 点は、法令に基づく有料化の対象ではありませんが、法令改正に併せてレジ袋素材の転換について事業者へ協力を要請しています。

- ・ プラスチックのフィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上のもの
- ・ 海洋生分解性プラスチックの配合率が 100%のもの
- ・ バイオマス素材の配合率が 25%以上のもの

資料：チラシ～レジ袋の削減にご協力ください（経済産業省ホームページ）

1. 分別収集の徹底

施策1 パンフレット類の発行

【既定計画期間の取り組みと課題】

資源品を効率よく再資源化するためには市民・事業者の分別徹底が不可欠です。そのため、分別方法、地区別収集日などを記載した「ごみ収集カレンダー」を作成・配布しています。外国人住民用に、英語版を含め6種類の外国語版を作成しています。さらに、転入者向けのPRとして転入手続き時にごみ収集カレンダーの配布を行うなど市民の分別徹底を啓発しています。また、ごみに関する啓発チラシも作成し配布しています。

市民の意識啓発に繋がるよう、分かりやすさに配慮し、チラシ類の内容を見直していくことが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【その他の啓発チラシの作成実績】

作成年度	チラシの内容
平成30年度	「危ない！！電池が火災の原因に！」
令和元年度	「金属類及び破碎ごみの処理を再開します」、「3キリ運動で生ごみを減らそう！」、「生ごみを減らすと食品ロスの削減につながる！」
令和2年度	「不用になった小型家電製品の出し方」
令和3年度	「プラスチックごみの削減に取り組みましょう」
令和4年度	「使わなくなった製品は“リユース”で有効活用しましょう！」



【施策の方向】

今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、スマートフォンアプリや電子版の内容も同様とします。

今後具体的に行う施策

- ・ ゴミ収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子作成を検討
- ・ 転入者へは「ゴミ収集カレンダー」、ゴミの分別と出し方についてのチラシとともに啓発チラシの配布も市民課へ依頼

【市民・事業者の役割】

- ゴミ収集カレンダーは見やすい場所に設置し、正しい分別の理解と分別の徹底を心がけましょう。
- スマートフォンアプリや電子版も活用しましょう。
- 環境問題などのパンフレットを読み、環境・ゴミ問題への関心を高めるとともに問題の改善・解決のための取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

- ゴミ収集カレンダーや啓発用チラシは、イラストを用いるなど分かりやすさに配慮したものとします。
- ゴミ収集カレンダーや啓発チラシが市民に行き渡るよう配布方法を検討します。
- スマートフォンアプリや電子版の普及に取り組みます。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	収集カレンダーの作成配布	継続				
継続	パンフレット類の発行・見直し	随時実施・継続				
継続	電子版等 内容見直し	随時実施・継続				

施策2 広報DVDの貸し出し（再掲）

【現在の取り組み・課題と施策の方向】

市民のごみ処理等に関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴も可能です。

貸し出し制度の利用者、本市ホームページを利用した視聴者を増やすため、広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報DVDの貸し出しについても記載することで利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

2. リサイクルの推進

施策3 焼却余熱の利用

【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンターでは、令和元年度からごみの焼却を開始し、焼却余熱を利用した発電を行うほか、熱交換により発生した温水を、隣接する岩国市日の出公園内の温水利用型健康運動施設に供給しています。施設の利用者数は毎年増加しており、焼却余熱を効率よく回収することが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【サンライズクリーンセンター余熱利用施設「岩国市日の出公園」利用者数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	35,189人	44,631人	65,021人

【施策の方向】

余熱を効率よく回収し最大限有効に利用できるよう、分別の徹底や生ごみの水切りについての啓発を行うとともに、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンターの施設概要や発電等の余熱利用をPRします。

今後具体的に行う施策

- ・ サンライズクリーンセンターの余熱利用の実施（場内温水・温水利用型健康運動施設）
- ・ サンライズクリーンセンターの発電による余熱利用の実施
- ・ サンライズクリーンセンターについてのPR

【市民の役割】

- 分別を徹底し、生ごみの水切りを実践しましょう。

【行政の役割】

- 余熱の有効利用を効率的・継続的に行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に努めるとともに、市民意識向上のため、サンライズクリーンセンターの概要についてPRします。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	余熱利用・発電	実施・継続				
継続	サンライズクリーンセンターのPR	実施				

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市のごみ焼却施設から発生する焼却灰（主灰・飛灰）は、セメント原料として有効利用しており、安定した資源化のため、適正な施設の維持管理に努めています。セメント原料化を行う業者からは受け渡した灰に含まれる異物が返却され、埋立処分していることから、分別を徹底し、異物をできるだけ少なくすることが必要です。

●これまでの取り組み実績など

【灰処理量の実績】

年度	主灰 (トン)	飛灰 (トン)	異物返却 (トン)	灰資源化率 (%)
令和元年度	2,784.51	1,118.71	10.17	99.74
令和2年度	2,753.85	1,059.93	10.52	99.72
令和3年度	2,862.20	1,003.26	0	100
令和4年度	2,907.07	998.54	0	100

【施策の方向】

焼却施設から発生する焼却灰はセメント原料として有効利用されていることを本市ホームページなどでPRします。今後も、サンライズグリーンセンターにおいて引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用していきます。

今後具体的に行う施策

- ・ 焼却灰のセメント原料化実施
- ・ 安定した資源化のため、適正な施設の維持管理を行う
- ・ 市民、事業者への分別徹底の啓発
- ・ 焼却灰の有効利用の状況についてPR

◆焼却灰とセメント原料化

- 🌈 焼却灰はごみを燃やした後に炉の底に残った「主灰」と、主にごみを燃やして発生したガスから捕集された「飛灰」に分けられます。
- 🌈 本市では主灰・飛灰ともにセメント原料として資源化しています。

【市民・事業者の役割】

- 分別不徹底により焼却ごみに排出された不燃物は、処理後に焼却灰へ含まれることとなり、セメント原料化の障害となります。不燃物等の異物を混入させないようにごみの分別を徹底しましょう。

【行政の役割】

- 焼却灰のセメント原料化を継続的にを行うため、ごみ焼却施設を適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発、焼却灰の有効利用の状況などについてPRします。

【施策スケジュール】

	施 策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	焼却灰のセメント原料化	継続				
継続	焼却灰の有効利用についてPR	実施				

施策5 廃棄物系バイオマスの利活用

【既定計画期間の取り組みと課題】

動植物などから生まれた生物資源であるバイオマスは、ごみの中にも生ごみや剪定枝・木材などとして含まれています。バイオマスはCO₂を吸収して成長したものであることから、燃料として利用してもCO₂を排出しないものとして取り扱われています。

そのため、バイオマスの有効利用は地球温暖化防止対策として、また循環型社会の形成に資せられ、今後、積極的に利活用を図ることが求められます。

【施策の方向】

サンライズクリーンセンターでは、焼却処理の余熱を利用して発電を行っています。焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を行います。

継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発を行うとともに、本市ホームページなどで施設の概要や発電等の余熱利用をPRします。

今後具体的に行う施策

- ・ サンライズクリーンセンターにおける発電の実施
- ・ 安定運転のため、適正な施設の維持管理の実施
- ・ サンライズクリーンセンターの施設概要や発電等の余熱利用をPR

【市民・事業者の役割】

- 施設が安定して稼働できるように、分別の徹底を心がけましょう。

【行政の役割】

- 一般廃棄物によるバイオマス発電を継続的に行うため、サンライズクリーンセンターを適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発を進めます。

【施策スケジュール】

	施 策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	バイオマス発電の実施	実施				

第7節 食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画）

1. 食品ロス削減対策

●計画の目的

令和元年(2019)10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、同法第13条で、市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう求められています。

このため、本市の食品ロス削減を一層推進するために、本計画に盛り込む個別計画として「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

●計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

●本市における食品ロスの現状

令和5年度における食品ロスの現状は、本書第3編第1節3. 収集ごみの性状（24～27ページ）、並びに本書巻末添付資料のごみ組成調査結果概要（資料-17～資料-20ページ）に示す通りです。

■表 3-10 焼却ごみ中の食べ残し等の混入割合

	食べ残し	手付かず食品
平成30年度	3.7%	5.3%
令和5年度	1.2%	4.1%

資料：本市ごみ組成調査結果（湿重量比率）

食品ロス削減推進計画に関する施策の方針と施策体系

●施策の方針

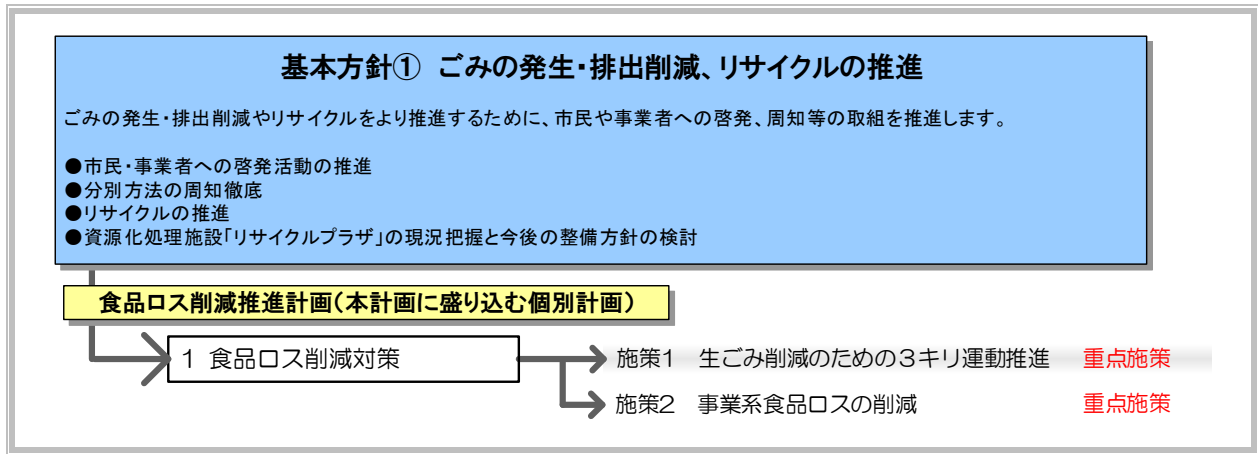
- 市民・事業者・行政など、多様な主体が連携・協力し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るなど、食品ロスの削減を推進します。
- 「表 3-7 市民意識の向上に関する目標（本書 49 ページ）」のうち、食品ロスに関連する「買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶ」、「3 キリ運動はどのような行動か知っている」、「エコクッキングを心がけている」を目標とします。
- 今後もごみ組成の実態把握に努め、必要に応じ施策の方針等を見直します。

●目標値

令和5年度に実施したアンケート調査結果より、次の項目を目標値とします。

■表 3-11 食品ロス削減推進計画に係る目標値

設問	選択枝	目標値	令和5年度調査結果
買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。	選んでいる	40%	29.2%
「3 キリ運動」とは、どのような行動のことか知っている。	知っている	50%	32.1%
買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	100%	87.1%



■図 3-28 食品ロス削減推進計画に関する施策の体系

施策1 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ組成調査の結果では、手付かず食品・食べ残しの量が焼却ごみのうち 5.3%を占めており、まだまだ削減が可能です（生ごみは焼却ごみのうち 36.1%）。

また、市民アンケートによると、3キリ運動についてどのような行動か知っている市民は3割程度にとどまっています。

【施策の方向】

引き続き「3キリ運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

今後具体的に行う施策

- ・ 「3キリ運動」についての広報活動の実施
- ・ 具体的な取り組み事例の紹介

【市民・事業者の役割】

- 食材を使い切り、料理を食べ切り、生ごみを捨てる前には水キリをしましょう。

【行政の役割】

- 3キリ運動について具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や事業所での実践を啓発します。

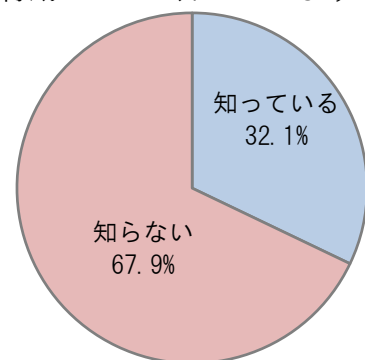
【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	3キリ運動の推進	啓発				
継続	取り組み事例の紹介	情報提供				

市民アンケート調査結果

(令和5年8月)

「3キリ運動」とは、どのような行動のことか知っていますか？



『3キリ運動』で生ごみ削減を推進！

食材を使いキリ



- ✓ 買い物前に冷蔵庫をチェック
- ✓ 残っている食材から使う
- ✓ 必要な分量だけ買う
- ✓ 皮を厚くむきすぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

料理を食べキリ



- ✓ 食べきれ的分だけ作る
- ✓ 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に
- ✓ 食事はハーフサイズや小盛など食べきれる量を注文

生ごみの水キリ



捨てる前にギュツとひと絞り！

- ✓ 軽くなつてごみ出しも楽ちん
- ✓ 水が出ず持ち出し場も清潔

◆生ごみ対策1 手付かず食品・食べ残しの削減

- ✚ 手付かず食品・食べ残しの量は焼却ごみの5%を占めています。
- 食材を使いいきり、料理を食べきることで焼却ごみの5%を削減しよう。

◆生ごみ対策2 水切りの励行

- ✚ 生ごみの重量の約8割は水分であるといわれています。
- 三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例 ⇒ 生ごみの10～15%程度の削減が期待できます。

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
			

(資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」平成24年3月埼玉県清掃行政研究会)

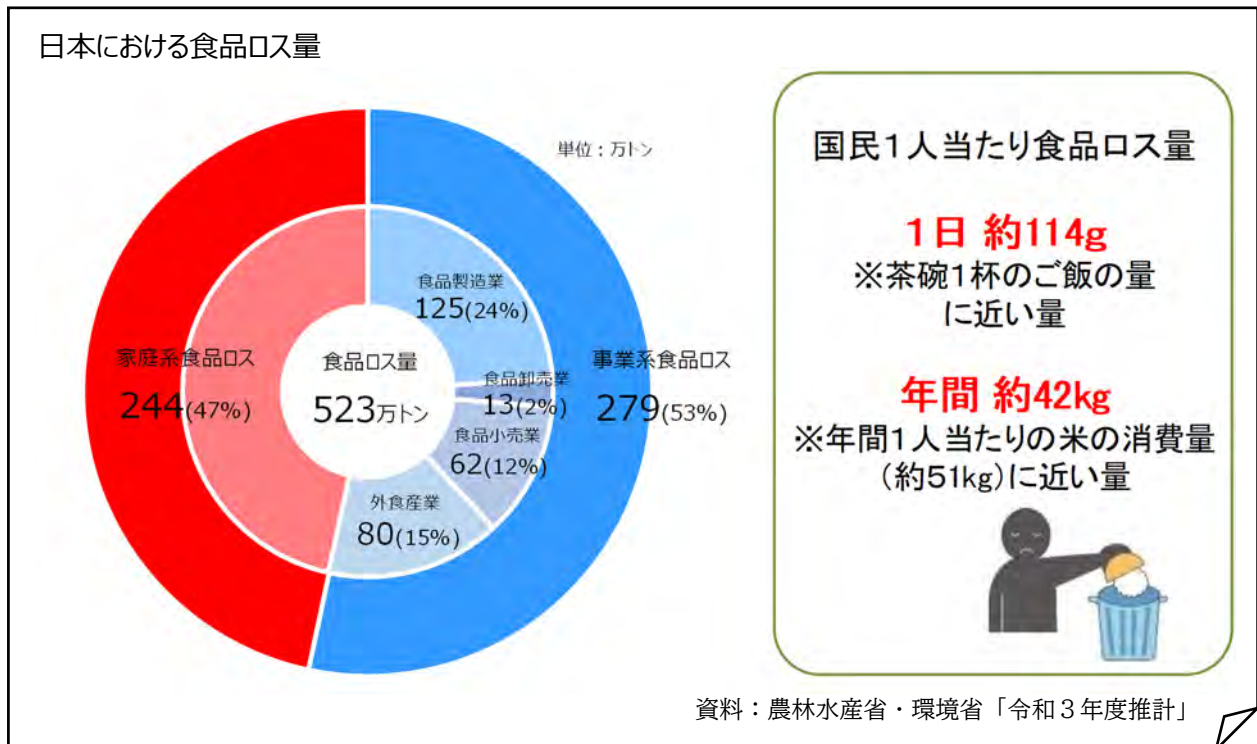
◆生ごみ対策3 たい肥化

- ✚ 生ごみの有効利用が進めば、焼却ごみを削減できます。
- 生ごみ処理機器購入補助金交付制度を活用するなどにより、生ごみの有効利用を進めましょう。



【既定計画期間の取り組みと課題】

食品ロス量のうち、事業系食品ロスは約5割を占めています。事業所アンケートによると、生ごみ（ちゅう芥類）について、食品リサイクル法に基づく取り組みを行っている事業所は2割程度となっています。



◆食品リサイクル法

食品リサイクル法（略称）では、食品関連事業者（食品の製造、卸売、小売、外食あるいは結婚式場業、旅館業など）のうち、食品廃棄物等（ちゅう芥類など）の発生量が100トン以上となる事業者は、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等を行うことと定められています。

【施策の方向】

事業系食品ロス削減のためには、食品関連事業者等による取り組みが不可欠で、行政としては、情報提供や地域の活動と連携を進めます。

今後具体的に行う施策

- ・ 外食時における食品ロス削減の広報活動実施
- ・ フードバンク活動との連携
- ・ 災害用備蓄食料の有効活用

【市民・事業者の役割】

- 外食時は、食べきれる量を注文し、食品ロスを減らしましょう。

【行政の役割】

- やまぐち食べきっちよる運動の内容を紹介し、外食時における市民や事業者の食品ロス削減を啓発します。
- フードバンクの活動を紹介し、市民や事業者の意識を啓発します。

◆やまぐち食べきっちよる運動

📍 岩国市は、「食品ロス」削減のため、山口県食品ロス削減推進協議会の一員として「やまぐち食べきっちよる運動」を展開しています。

◆やまぐち食べきり協力店

📍 山口県は、「やまぐち食べきっちよる運動」に取り組まれている飲食店、旅館・ホテル等の団体を、「やまぐち食べきり協力店」として登録しています。

◆フードバンク

📍 フードバンクとは、まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて、それらを必要とする福祉施設や団体などに寄付する取り組みです。食料資源を有効に活用し、食品ロス削減につなげる取り組みです。

【施策スケジュール】

	施 策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
重点	広報活動実施	啓発				
重点	フードバンク活動との連携	情報提供				
重点	災害用備蓄食料の有効活用	実施				